

令和5年度稲美町障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和5年度における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定める。

2. 定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この方針の適用は、本町のすべての行政組織が発注する物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

4. 物品等の調達に関する方針

- (1) 障がい者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、各課等に対してその情報を提供する。
- (2) 各課において物品等の優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

5. 調達目標

本町の調達の推進を図る物品等の達成目標は、前年度の実績（別表）を上回るよう努めるものとする。

6. 調達実績の公表

調達方針に基づき調達した物品等の調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、年度終了後、調達の実績等の概要を取りまとめ、ホームページ等で公表するものとする。

7. 担当窓口

この方針の窓口は、健康福祉部地域福祉課とする。

別表

【令和4年度実績】

調 達 し た 物 品 等		調 達 金 額
物品の調達	印刷物の購入	1,710 千円